

吉岐市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (22年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 21年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
22年度	29,999	28,034,636	391,661	3,601,368	12.8	14.1

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

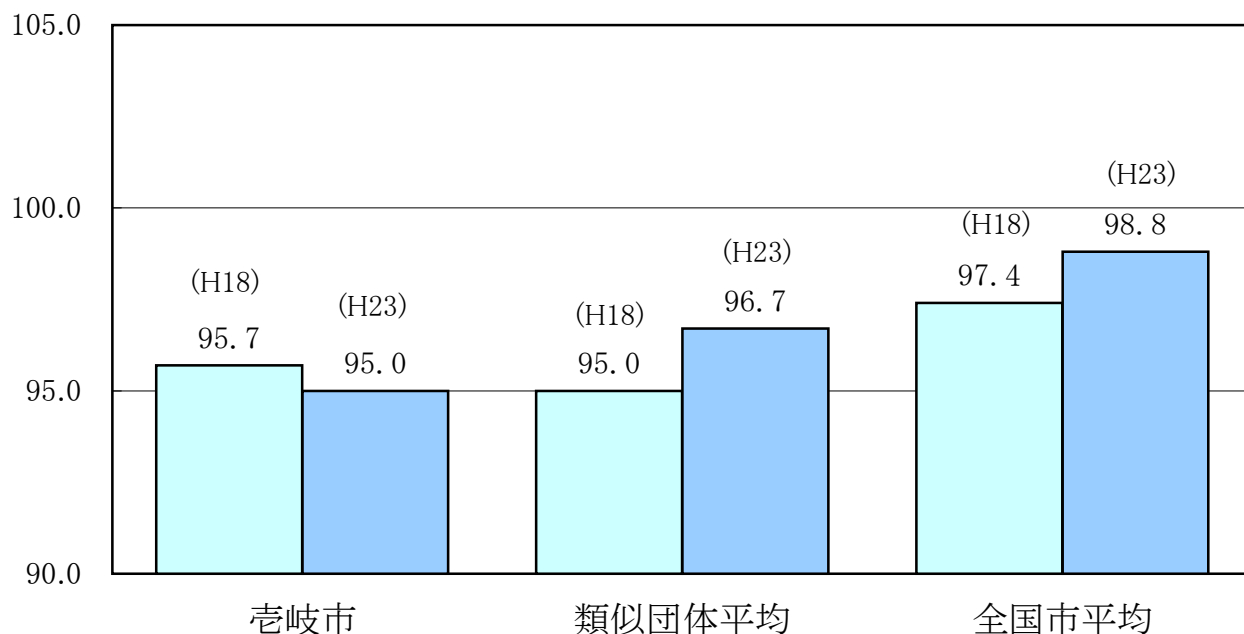
区分	職員数 A	給与				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
22年度	357	1,345,267	214,314	509,572	2,069,153	5,796	5,745

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、22年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

- ・現在、職員の給与については、吉岐市職員の給与の特例に関する条例及び吉岐市職員の管理職手当の特例に関する規則に基づき、減額措置を行っている。
- ・空欄としている事項については後日掲載予定（総務省から情報提供される予定である数値等のため）。以降の項目についても同様

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

2 一般行政職給料表の状況（23年4月1日現在）

（単位：円）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1号給の給料月額	135,600円	185,800円	222,900円	261,900円	289,200円	320,600円	366,200円
最高号級の給料月額	243,700円	309,200円	356,400円	390,100円	402,500円	424,600円	458,400円

（注）給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

（1）職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（23年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
壱岐市	43.3 歳	320,900 円	384,331 円	343,901 円
長崎県	43.9 歳	344,508 円	428,285 円	380,434 円
国	42.3 歳	327,205 円	— 円	397,723 円
類似団体	43.1 歳	325,607 円	384,184 円	351,717 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する 民間の 類似職種	平均年齢	平均給与 月額(B)	
壱岐市	53.8 歳	6人	313,400円	367,233円	327,733円	—	— 歳	—	—
うち調理師	53.8 歳	6人	313,400円	367,233円	327,733円	調理師	45.4 歳	212,400円	1.7
長崎県	49.9 歳	312人	327,665円	377,779円	352,133円	—	— 歳	—	—
国	49.5 歳	3,689人	283,862円	—	321,662円	—	— 歳	—	—
類似団体	49.0 歳	27人	309,198円	335,585円	322,040円	—	— 歳	—	—

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
壱岐市	5,826,196円	2,915,900円	2.0
うち調理師	5,826,196円	2,915,900円	2.0

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成20年～22年の3ヶ年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢・業務内容・雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③税務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
壱岐市	41.0 歳	314,000 円	483,160 円	334,880 円
長崎県	—	—	—	—
国	43.0 歳	374,992 円	—	444,657 円
類似団体	39.0 歳	295,296 円	377,150 円	316,209 円

④福祉職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
壱岐市	41.7 歳	310,600 円	346,226 円	324,880 円
長崎県	—	—	—	—
国	40.3 歳	323,049 円	—	367,540 円
類似団体	44.0 歳	318,977 円	342,762 円	327,443 円

⑤消防職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
壱岐市	42.6 歳	309,300 円	366,561 円	327,574 円
長崎県	—	—	—	—
国	—	—	—	—
類似団体	39.2 歳	296,140 円	357,117 円	322,696 円

⑥医師・歯科医師職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
壱岐市	44.8 歳	635,100 円	1,357,238 円	711,225 円
長崎県	—	—	—	—
国	49.4 歳	487,938 円	—	817,757 円
類似団体	45.2 歳	582,685 円	1,217,719 円	765,286 円

⑦看護・保健職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
壱岐市	42.7 歳	306,400 円	342,492 円	317,366 円
長崎県	—	—	—	—
国	45.5 歳	314,065 円	—	343,856 円
類似団体	40.2 歳	298,468 円	348,070 円	311,421 円

⑧幼稚園教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
壱岐市	43.0 歳	318,700 円	333,729 円	326,629 円
長崎県	—	—	—	—
国	—	—	—	—
類似団体	42.9 歳	317,947 円	337,925 円	—

- (注) 1 「平均給料月額」とは、23年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均であ
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況（23年4月1日現在）

区 分		壱 岐 市	長 崎 県	国
一般行政職	大 学 卒	172,200 円	172,200 円	172,200 円
	高 校 卒	140,100 円	140,100 円	140,100 円
技能労務職	高 校 卒	140,300 円	154,300 円	—
	中 学 卒	127,700 円	139,700 円	—
税 務 職	大 学 卒	172,200 円	—	—
	高 校 卒	140,100 円	—	—
福 祉 職	大 学 卒	172,200 円	—	—
	高 校 卒	140,100 円	—	—
消 防 職	大 学 卒	172,200 円	—	—
	高 校 卒	140,100 円	—	—
医師・歯科医師職	大 学 卒	485,200 円	—	—
看護・保健職	大 学 卒	198,800 円	—	—
	短 大 卒	188,900 円	—	—

※医師・歯科医師職以外は、上記額より5%カットして支給している。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（23年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数19年
一般行政職	大 学 卒	244,112 円	289,798 円	341,715 円
	高 校 卒	203,870 円	248,298 円	288,990 円

区 分		経験年数35年～40年未満
技能労務職	高 校 卒	336,063 円

区 分		経験年数5年～10年未満	経験年数10年～20年未満	経験年数20年～30年未満
税務職	大 学 卒	225,625 円	291,777 円	378,448 円
	高 校 卒	— 円	237,468 円	340,575 円

区 分		経験年数5年～10年未満	経験年数10年～20年未満	経験年数20年～30年未満
福祉職	大 学 卒	211,138 円	— 円	— 円
	短 大 卒	196,650 円	261,480 円	353,201 円
	高 校 卒	190,000 円	241,490 円	334,115 円

区 分		経験年数5年～10年未満	経験年数10年～20年未満	経験年数20年～30年未満
消防職	大 学 卒	— 円	314,893 円	— 円
	高 校 卒	182,438 円	275,144 円	351,025 円

区 分		経験年数5年～10年未満	経験年数10年～20年未満	経験年数20年～
医師・歯科 医師職	大 学 卒	— 円	625,500 円	740,467 円

区 分		経験年数5年～10年未満	経験年数10年～20年未満	経験年数20年～30年未満
看護・保健職	大 学 卒	231,753 円	— 円	369,056 円
	短 大 卒	225,067 円	260,818 円	342,755 円

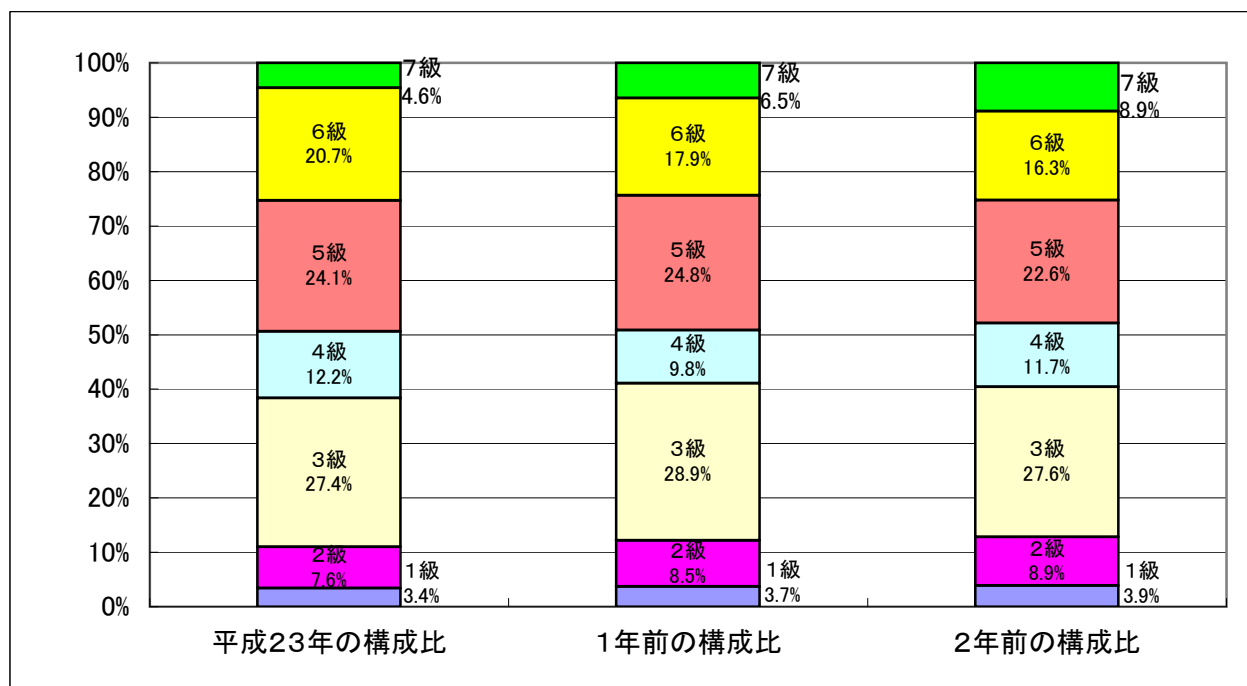
4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況 (23年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数(人)	構成比(%)
1 級	主事	8	3.4%
2 級	主事	18	7.6%
3 級	係長・副主任	65	27.4%
4 級	係長・主任・副参事	29	12.2%
5 級	課長・課長補佐・副主幹・副参事	57	24.1%
6 級	課長・参事・主幹補・参事補	49	20.7%
7 級	統括課長・課長	11	4.6%

(注) 1 沓岐市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年度に旧給料表の1級及び2級を1級に統合し、旧3級を2級とし旧4級及び旧5級を3級にそれぞれ統合し、旧6級を4級と5級へ、旧7級を6級と7級へそれぞれ分割している。

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

人事評価制度導入準備中のため、現在は普通昇給のみの取り扱いとしており勤務成績の昇給への反映は行っていない。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

壱 岐 市	長 崎 県	国
1人当たり平均支給額(22年度) 1,435 千円	1人当たり平均支給額(22年度) 1,600 千円	—
(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (—)月分 (—)月分	(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参 考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

人事評価制度導入準備中のため、勤務実績の反映は行っていない。

(2) 退職手当(23年4月1日現在)

壱 岐 市	国
(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50 月分 勤続25年 33.50 月分 勤続35年 47.50 月分 最高限度額 59.28 月分 その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置 2%～20%加算) 1人当たり平均支給額 1,530 千円	(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50 月分 勤続25年 33.50 月分 勤続35年 47.50 月分 最高限度額 59.28 月分 その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置 2%～20%加算) 1人当たり平均支給額 26,848 千円
勸奨・定年 30.55 月分 41.34 月分 59.28 月分 59.28 月分	勸奨・定年 30.55 月分 41.34 月分 59.28 月分 59.28 月分

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、22年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当・・・(該当手当なし)

(4) 特殊勤務手当(23年4月1日現在)

支給実績(22年度決算)	23,767 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	642,361 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(22年度)	6.46 %		
手当の種類(手当数)	8		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業等 従事手当	作業を行った職員	(1)感染症患者又は感染症の疑いのある患者の救護作業 (2)感染症患者又は感染症の疑いのある患者に接する業務に従事するとき (3)感染症菌の付着した又は付着の危険がある物件の処理作業従事 (4)結核予防及び感染症予防消毒に従事 (5)結核病及び感染症死亡人処理に従事 (6)行旅病人及び行旅死亡人の取扱	(1)～(4)従事した日1日につき1,000円 (5)～(6)従事1件につき2,000円
船舶臨時運航業務手当	船員	臨時運航業務に従事した場合	従事1回につき500円
精神科勤務手当	精神科に勤務する医師	精神科勤務	勤務日1日につき400円
感染症及び結核作業手当	医師又はその他の職員	感染症及び結核に診療に従事	勤務日1日につき医師400円 その他の職員150円
獣医師手当	獣医師	医術の向上、往診及び救急患者対応	1人につき月額23万円以内
予防接種手当	獣医師	IBR予防接種業務	1戸500円以内
指定獣医師手当	獣医師	自衛防疫業務	1頭125円以内
麻酔手当	医師	全身麻酔業務に従事(所属診療科以外)	従事1回につき20,000円

※平成20年度で職務手当を廃止し、平成21年度より麻酔手当を新設。

(5) 時間外勤務手当

支給実績(22年度決算)	91,431 千円
職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	220 千円
支給実績(21年度決算)	114,626 千円
職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	268 千円

(6) その他の手当(23年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(22年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 その他扶養2人目以降 6,500円 配偶者非扶養の場合の1人目 6,500円 配偶者がいない場合の1人目 11,000円 特定扶養(満16歳年度初めから満22歳年度末)の子にかかる加算 5,000円	同じ		89,853 千円	250,985 円
住居手当	●借家・借間居住者: ・家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円 ・家賃23,000円を超える場合 (家賃-23,000円)×1/2 +11,000円	同じ		13,051 千円	255,896 円
通勤手当	●交通機関利用者: 最高支給限度額 55,000円 ●交通用具利用者: 2km~30km距離区分に応じ 2,000円~13,700円	同じ		27,044 千円	52,614 円
管理職手当	統括課長級 給料月額×15% 課長級 給料月額×10%		国:俸給の特別調整額として支給	26,295 千円	386,688 円
休日勤務手当	休日の勤務時間数×勤務1時間あたりの給与額×135/100	異なる	勤務1時間あたりの給与額の算出方法が異なる	22,175 千円	263,991 円
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した交替制勤務者に支給 支給額:夜間勤務時間数×勤務1時間あたりの給与額×25/100	異なる	勤務1時間あたりの給与額の算出方法が異なる	22,171 千円	131,970 円
特地勤務手当	教育委員会の指導主事に支給(給料+扶養手当)×8%	同じ		3,086 千円	440,878 円
準特地勤務手当	教育委員会の指導主事に対して着任後3年以内に限り支給(給料+扶養手当)×4%	同じ		416 千円	208,128 円
宿日直手当	勤務1回につき 医師2万円 その他の職員4,200円	同じ		4,664 千円	17,598 円
管理職特別勤務手当	臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した管理職員に支給 支給額 1回につき6,000円以内	同じ		120 千円	7,500 円
教員特別手当	教育委員会の指導主事に対し2万200円を超えない範囲で支給			1,110 千円	158,629 円
研究手当	医術の向上のため、診療医師に対し月額23万円以内の調査研究費を支給			27,600 千円	2,509,091 円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (22年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (22年度決算)
救急手当	救急患者の対応のため緊急に正規の勤務時間外に勤務した医師へ支給。 ・勤務1回 10,000円			8,810 千円	800,909 円
離島診療手当	離島医療確保上、困難な診療に従事する職にある医師 月額24万円以内			34,070 千円	3,097,229 円
食料手当	三島航路の船舶に乗り組み、運航及び船舶保全その他船舶に従事する職員 月額2,000円			96 千円	24,000 円
技師手当	病院に勤務する職務のものに支給 ・薬剤師 月額70,000円、診療放射線技師 月額7,000円、臨床検査技師 月額7,000円、栄養士 月額7,000円、理学療法士 月額7,000円、臨床工学技士 月額7,000円、臨床心理士 月額7,000円			5,285 千円	195,741 円
単身赴任手当	支給額 月額23,000円 ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離が100キロ以上の場合には加算有(距離により6,000～45,000円支給)	異なる	加算額が異なる。	0 千円	0 円
調整手当	医師及び教育委員会の指導主事に対して支給 ・医師 月額 30,000円 ・指導主事 (給料+管理職手当+扶養手当)×3%	異なる	医師の支給率が異なる	4,769 千円	264,968 円

※18年7月に3手当を廃止し、5手当について改正を行っている。

6 特別職の報酬等の状況(23年4月1日現在)

区分	給料	月額	等	備考	
給料	市長	560,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額		
	副市長	800,000 円	940,000 円 / 259,000 円		
	収入役	544,000 円	750,000 円 / 249,000 円		
		640,000 円	円 / 円		
報酬	議長	380,000 円	545,000 円 / 230,000 円		
	副議長	330,000 円	474,000 円 / 200,000 円		
	議員	300,000 円	450,000 円 / 180,000 円		
期末手当	市長	(22年度支給割合) 2.95 月分 役職加算 15%		平成23年度は 2.95 月分	
	副市長	(22年度支給割合) 2.95 月分 役職加算 15%			
退職手当	市長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)	市長については、 H20.5.1より、給料 月額を1/2減額し 算定する(月額 400,000円として算 定)
	副市長	給料月額×在職年数×600/100	9,600千円	在任期間ごと	
	収入役	給料月額×在職年数×360/100	9,216千円	〃	
	備考	—	—	—	

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門		区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			平成22年	平成23年		
普通会計部門	一般行政部門	議 会	4	4	0	
		総 務	56	55	△ 1	非正規職員の活用
		税 務	13	14	1	業務増
		民 生	67	66	△ 1	非正規職員の活用
		衛 生	24	26	2	業務増
		農林水産	42	38	△ 4	事務の統廃合縮小
		商 工 土 木	9 31	8 28	△ 1 △ 3	〃 〃
	計	246	239	△ 7	<参考> 人口1万人当たり職員数 79.7 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 72.43 人)	
	教育部門	50	49	△ 1	非正規職員の活用	
	消防部門	62	62	0		
	小 計	358	350	△ 8	<参考> 人口1万人当たり職員数 116.7 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 94.86 人)	
公営会計 企業部門	病 院	152	148	△ 4	欠員不補充	
	水 道	13	13	0		
	交 通	7	6	△ 1	非正規職員の活用	
	下水道	3	2	△ 1	事務の統廃合縮小	
	その他	44	44	0		
	小 計	219	213	△ 6		
合 計		577 [690]	563 [690]	△ 14 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 187.7 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 職員の任免に関する状況

ア 平成22年度及び平成23年度の職種別採用者数

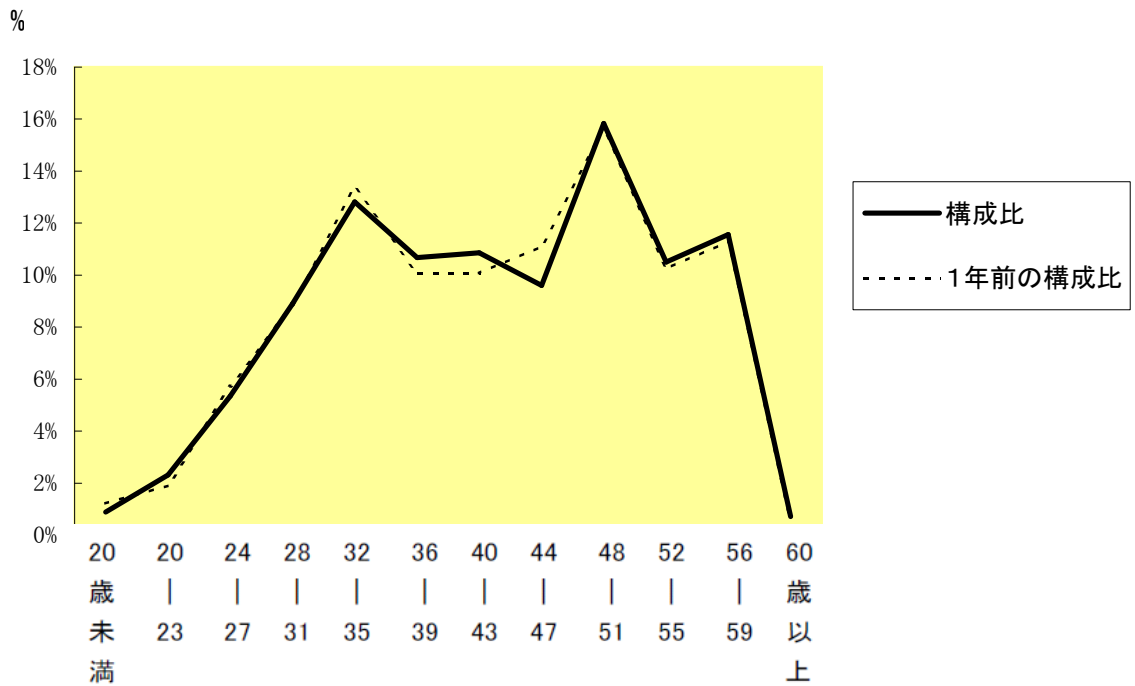
職 種		区 分	平成23年度		
			平成22年度	平成22年度	平成22年度
			H23.4.1	H22.4.1	H22.4.2～H23.3.31
一般行政職			2	5	0
技能労務職			0	0	0
幼稚園教育職			0	0	0
その他	医療職		3	3	1
	看護・保健職		6	5	2
	薬剤・医療技術職		0	1	0
	その他		5	7	1
計			16	21	4

(注) 1. 職種区分は、「平成23年度地方公務員給与実態調査」による。
2. 職種区分の「その他」のうちの「その他」とは、海事職、福祉職、消防職等である。

イ 平成22年度職種別事由別離職者数

職種		区分	合計	定年退職	希望退職	普通退職	その他
一般行政職			10	7	1	2	0
技能労務職			0	0	0	0	0
幼稚園教育職			1	1	0	0	0
その他	医療職		7	0	0	7	0
	看護・保健職		10	3	3	4	0
	薬剤・医療技術職		0	0	0	0	0
	その他		6	3	0	0	3
計			34	14	4	13	3

(3) 年齢別職員構成の状況 (23年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	5人	13人	30人	50人	72人	60人	61人	54人	89人	59人	65人	4人	562人

(4) 職員の推移

(単位:人・%)

区 分 部 門	18年	19年	20年	21年	22年	23年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	292	279	262	250	246	239	▲53 (▲18.2%)
教 育	51	52	53	53	50	49	▲ 2 (▲3.9%)
消 防	62	63	63	63	62	62	0 (0%)
普通会計計	405	394	378	366	358	350	▲55 (▲13.6%)
公営企業等会計	235	229	226	224	219	213	▲22 (▲9.4%)
総合計	640	623	604	590	577	563	▲77 (▲12.0%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

8 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 休暇の種類

職員の休暇の種類には、①年次有給休暇 ②公傷休暇 ③病気休暇 ④療養休暇
⑤生理休暇 ⑥特別休暇 ⑦組合休暇 ⑧介護休暇があります。

(2) 一般職員の勤務時間の状況及び年次有給休暇の取得状況

1週間の正規 の勤務時間	1日の正規の 勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	休息時間
38時間45分	7時間45分	8:30	17:15	12:00～13:00	平成19年10月1日廃止

年次有給休暇	内 容	平均取得日数
	1年に20日付与(4月1日付新規採用職員 15日) 年末に年次有給休暇の使用残日数がある場合は20 日を限度として翌年に繰り越すことができる。	8.2

(注) 1 一般職員とは、非現業の一般職に属する職員のうち、市長部局に勤務する職員である。

2 年次有給休暇の平均取得日数は、平成22年1月1日から平成22年12月31日までのものである。

(3) 育児休業の取得状況

	3ヶ月以下	3～6ヶ月未満	6～9ヶ月未満	9ヶ月～1年未満	1年～1年3ヶ月未満	合計
取得者数	1人	3人	3人	0人	0人	7人

(注) 取得者数は、平成22年度中に新たに育児休業を取得した職員数を記載している。

(4) 介護休業の取得状況

	1月以下	1月を超え 2月以下	2月を超え 3月以下	3月を超え 4月以下	4月を超え 5月以下	5月超	合計
取得者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

(注) 取得者数は、平成22年度中に新たに介護休業を取得した職員数を記載している。

9 職員の分限及び懲戒処分に関する事項

降任	免職	休職
1人	0人	1人

戒告	減給	停職	免職
1人	2人	1人	0人

(注) 人数は、平成22年度中に対象となった職員数を記載している。

*分限処分・・・公務の能率を維持し公務の適正な運営を確保するため、勤務実績が良くない場合や心身の故障により長期の休養を必要とする場合に、職員の意に反して行うもの

*懲戒処分・・・職員に、法令等違反や全体の奉仕者である公務員としてふさわしくない非行があった場合などに、公務員関係の秩序を維持するため、制裁として行うもの

10 職員の服務に関する事項

すべての職員は、「全体の奉仕者」として公共の利益のために勤務し、職務遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念しなければならない。この服務の根本基準を忠実に実行するため、地方公務員法の規定により職員には次のような職務上の義務が課されている。

- ① 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
- ② 信用失墜行為の禁止
- ③ 秘密を守る義務
- ④ 職務に専念義務
- ⑤ 政治的行為の制限
- ⑥ 争議行為等の禁止
- ⑦ 営利企業等の従事制限

*平成22年度は、服務義務違反により処分された職員は1人である。

11 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の状況(22年度実績)

区分	内 容	実施日等	参加人数 (延べ人数)
集合研修	・パソコン研修	H22.6.30～7.1	17
	・コンプライアンス研修	H22.8.9	99
	・メンタルヘルス(ストレスコーピング)研修	H22.10.21	20
	・ハラスメント研修	H22.10.22	18
	・法令研修	H22.11.10	18
	・彦根市職員 公務員倫理研修	H22.12.21～12.22	160
	合 計		332
外部派遣研修	・新規採用職員研修	H22.4.6～9	5
	・広報誌・パンフレット作成研修	H22.7.22～24	1
	・公会計改革(総務省方式改訂モデル「平成21年度版」)研修会	H22.8.26～27	1
	・中都市中堅職員合同研修	H22.8.30～9.3	3
	・フォローアップ研修(1年目研修)	H22.10.1～12	5
	・平成22年度合併市町フォローアップ事業(企画部門)第1回研修会・検討会	H22.10.7～8外	1
	・観光戦略の実践と地域活性化	H22.5.18～26	1
	・これからの管理職員(企画力と行動力の発揮)	H22.7.6～8	1
	・法令実務A	H22.8.3～6	1
	・市町村長等特別セミナー	H23.1.12～13	1
	・監査委員特別講座	H23.3.8～9	1
合 計		21	

(2) 勤務成績の評定の状況（22年度）

評 定 の 方 法	評 定 者	評定結果の活用
未 実 施		

1.2 職員の福祉及び利益の保護の状況

地方公共団体は、地方公務員法により職員の福利厚生計画を樹立し、実施することが義務付けられています。壱岐市においても、職員の健康保全・生活の安定を目的に支援を行っています。

(1) 職員の社会保障

区 分	実 施 主 体	内 容
共 済 制 度	長崎縣市町村職員共済組合	短期給付事業、長期給付事業及び保健事業等を行っている。民間事業者に例えると社会保険、厚生年金等に相当する。
	公立学校共済組合長崎県支部	
公務災害補償制度	地方公務員災害補償基金	職員が公務上受けた労働災害を、公務災害といい、地方公務災害補償法に基づく補償を受ける。 (平成22年度 認定件数 4件)

(2) 職員の健康診断の状況（22年度）

区 分	受診者数
定期健康診断	458
人間ドック(2日)	95
人間ドック(1日)	107

} 長崎縣市町村職員共済組合 保健事業による

(3) その他の福利厚生事業の状況

内 容	22年度 決算額(円)	対象件数
スポーツ・レクリエーション活動奨励のため、職員が団体で参加するスポーツ行事等について、その参加経費を助成する。	130,090	6

(4) 勤務条件に関する措置に関する要求等の状況

地方公務員法に基づき、職員は、給与、勤務時間その他勤務条件について、公平委員会に地方公共団体の当局により適切な措置が執られるべきことを要求することができる。また、任命権者が、職員に対して行った不利益な処分について、公平委員会に対して不服申立てができるようになっている。

壱岐市は、平成21年度より長崎縣市町村公平委員会を県内4市(対馬市、西海市、雲仙市、南島原市)及び長崎縣市町村総合事務組合と共同設置している。

平成22年度においては、「勤務条件に関する措置の要求」及び「不利益処分に関する不服申立て」についてはいずれも0件であった。